

太陽光発電システムを導入される方に 設置費用の一部を助成します

市内の住宅や事業所に太陽光発電システムを設置して、そのエネルギーを利用する方を対象に、システム導入費用の一部を助成します。

助成を受けることができる方

- ① 設置する住宅や店舗、事務所等（新築を含む）が市内にある個人または法人
 - ② 設置したシステムで発電した電気を申請者自ら利用すること
 - ③ 市税（同一世帯に属する者も含む）に滞納がないこと
 - ④ 申請者が設置した住宅等に入居すること、又は住宅等を利用して事業活動を行うこと
 - ⑤ 申請者以外の者が所有する住宅等に太陽光発電システムを設置する場合は、その住宅等の所有者の承諾を得ていること
 - ⑥ 今までに太陽光発電に関する市の補助金等を受けていないこと
- ※ 申請時に工事に着手していないこと
※ 設置費用が50万円以上（消費税等を除く）の設備が助成対象です。
※ 市の他の支援制度（プレミアム建設券等）との併用はできません。

助 成 額

太陽光発電システムの導入にかかった費用（消費税等を除く）の10%（千円未満切り捨て）、限度額は15万円です。

- ※ 個人の場合は同一人につき1回限り、法人の場合は同一企業全体につき1回限りです。
※ 平成29年3月31日までに工事完了届を提出できる見込みがあるものとなります。

申 請 先

岩見沢市役所環境部環境保全課

申請受付期間

平成28年4月1日から

※予算がなくなった時点で受付終了となります。（平成28年度の予算額は300万円です。）

助成対象となる経費

太陽電池モジュール、架台、インバーター・保護装置（パワーコンディショナ）、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器（サービスペレーカー）、余剰電力販売用電力量計、省エネナビ、配線器具、配線及び設置工事、その他の設置に伴う費用等。

問 合 せ 先

岩見沢市 環境部 環境保全課
〒068-8686

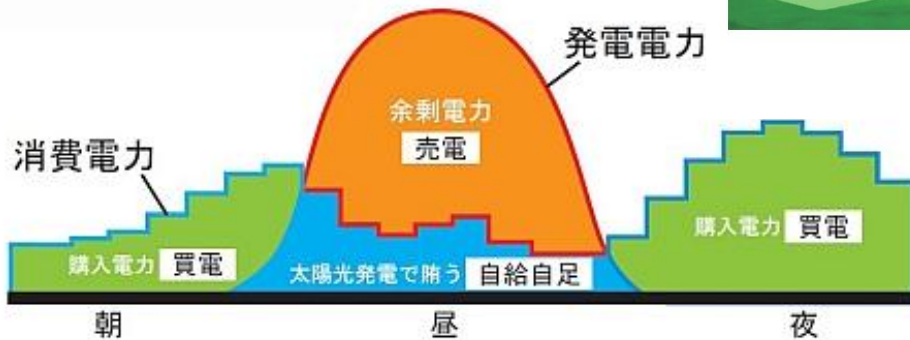
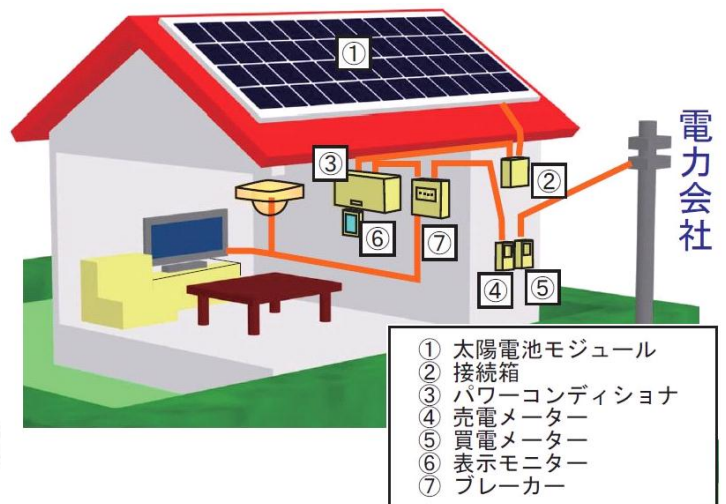
岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
代表電話 0126-23-4111
内線 269

ご注意ください！

太陽光発電システムの設置に当たっては、施工する業者と設置する箇所（建物など）の強度や施工方法などについて十分協議をして下さい。
設置後にトラブルの原因となることがあります。

太陽光発電システムのしくみ

太陽光を太陽電池モジュールに受けて発電します。
発電された電気（直流）をパワーコンディショナで交流に変換してご家庭でも使用できるようになります。
※昼間に発電して、使いきれなかった電力は、売電メーターで計測し電力会社に買い取ってもらうことができます。



Q & A

問 これから、家を建てますが、申請できますか？

答 申請できます。ただし、太陽光発電システムの着工する前に申請され、補助金交付の決定を受けてから着工していただくことになります。なお、完成後、市内の住所異動であれば市が確認します。市外からの転入の場合は、申請時に確約書等を提出していただき、工事完了届の提出時に住民票謄本を添付していただきます。

問 太陽光発電システムを導入済みの住宅を購入するのですが、対象となりますか？

答 太陽光発電システムの着工する前に申請される必要があるため、太陽光発電システムを導入済みの住宅を購入する場合は対象となりません。

問 市外の業者と契約しても対象となりますか？

答 設置業者に特別の要件を設けていないので、対象となります。

問 申請前に設置業者と契約してもかまわないでしょうか？

答 申請書類に工事積算書や契約書の写しが必要となりますので、契約してから申請となります。ただし、補助金交付の要件を満たしているかどうかを確認されてから契約し、申請書類を準備してください。

問 申請後、どれくらいで結果がわかりますか？

答 1週間から10日ほどで結果（補助金交付の有無や金額等）を通知します。

問 補助金はいつ支払われますか？

答 太陽光発電システムを導入され、その工事代金が支払われた後、所定の補助金交付請求書を提出していただき、受理後14日以内に指定の口座にお支払いします。

問 申請用紙はどこからもらえますか？

答 市役所環境部環境保全課の窓口にあります。また、市のホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/index.php/menu-list-index?item=1500545>